

人事委員会年報

平成30年度

さいたま市人事委員会

目 次

第1 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会事務局組織及び所掌事務	2
4	人事委員会事務局の予算	4
5	人事委員会の開催状況	5

第2 任用

1	採用試験	16
2	採用選考	16
3	転職試験	21
4	昇任試験	22
5	昇任選考	23

第3 給与、勤務時間その他の勤務条件

1	給与等に関する報告及び勧告	26
2	条例の制定、改廃に対する意見	29
3	規則等の制定、改廃の協議	31
4	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等	33

第4 公平審査等

1	勤務条件に関する措置要求	34
2	不利益処分に関する審査請求	34
3	苦情相談	35

第5 職員団体

1	職員団体の登録	36
2	管理職員等の範囲	37

第6 労働基準監督機関

1	労働基準法の号別区分等	41
2	職権行使状況	43

第7 人事委員会規則等の制定、改廃

- 1 人事委員会規則 4 4
- 2 人事委員会訓令 4 4
- 3 人事委員会通達 4 5

第8 公平委員会事務の受託 4 6

第9 各種会議の開催状況

- 1 全国人事委員会連合会 4 7
- 2 大都市人事委員会連絡協議会 4 7
- 3 その他の会議 4 7

○ 事務局職員名簿（平成30年4月1日現在）

第 1 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口 15 万人以上のもの及び特別区は、同条第 2 項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市として必置の人事委員会が円滑に機能していくよう、地公法第 7 条第 2 項の規定に基づき、さいたま市人事委員会設置条例（平成 14 年さいたま市条例第 5 1 号）により平成 14 年 10 月 1 日に人事委員会を設置し、翌平成 15 年 4 月 1 日、政令指定都市への移行に伴い、地公法第 7 条第 1 項の規定に基づく人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は 3 人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は 4 年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4 年、3 年、2 年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職	氏 名	任 期
委 員 長	加 村 啓 二	平成 22 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで 平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
委 員 長	白 鳥 敏 男	平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
委 員 (委員長職務代理者)	大久保 洋一郎	平成 28 年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで
委 員	久 田 富士子	平成 29 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

3 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成30年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

(1) 組織（14人）

事務局長	副理事	任用調査課長	参 与 1人	(任用係)	
1人	1人	1人		係 長	1人
				主 査	2人
				主 任	1人
				主 事	2人
				(調査係)	
				係 長	1人
				主 査	1人
				主 任	2人

(2) 所掌事務（任用調査課）

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事記録に関すること。
- ウ 人事に関する統計報告に関すること。
- エ 人事委員会業務の状況の報告に関すること。
- オ 人事委員会規則、訓令等の制定、改廃及び公布に関すること。
- カ 競争試験、選考に関すること。
- キ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ク 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- ケ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払の監理に関すること。
- サ 任用制度及び給与制度に関すること。
- シ 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- ス 勤務条件の措置要求に関すること。
- セ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- ソ 職員からの苦情の処理に関すること。

- タ 退職管理に関すること。
- チ 管理職員等の範囲に関すること。
- ツ 職員団体の登録に関すること。
- テ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ト 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- ナ 公印の管理に関すること。
- ニ 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- ヌ 事務局職員の人事、予算及び決算に関すること。
- ネ 事務局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。
- ノ 事務局の危機管理に関すること。
- ハ 事務局の庶務に関すること。

4 人事委員会事務局の予算

平成30年度における本人事委員会の当初予算（歳出）は、次のとおりである。

科 目	予算額（千円）	内 容 等
(款) 総務費		
(項) 人事委員会費		
(目) 人事委員会費	148,446	
(節) 報 酬	7,680	委員報酬
給 料	52,713	事務局職員給料
職 員 手 当 等	49,015	事務局職員手当
共 済 費	20,603	事務局職員共済組合負担金
報 償 費	155	職員採用試験面接官研修講師謝礼他
旅 費	749	普通旅費
交 際 費	40	委員交際費
需 用 費	2,368	職員採用試験受験案内他
役 務 費	1,303	職員採用試験健康診断料他
委 託 料	8,878	職員採用試験採点委託料他
使用料及び賃借料	2,886	職員採用試験システム機器リース料他
負担金、補助及び交付金	2,056	全国人事委員会連合会等分 担金、各種研修会参加負担金 他

5 人事委員会の開催状況

本委員会の会議は定例会と臨時会とに分かれ、平成30年度における開催状況は次のとおりである。

(全体)

	定例会	臨時会	計
開催回数	24	10	34
議案件数	77	33	110
協議件数	1	2	3
報告件数	38	9	47

(個別)

	開催年月日	議題等
第1回 定例会	平成30年4月3日	議案 1 平成30年度に実施する職員採用試験・選考の日程への学芸員の追加について 2 平成30年6月24日実施の学芸員採用選考実施要領の制定について 3 平成30年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職・土木、建築））及び学芸員採用選考の採用予定人員等について 4 平成30年職種別民間給与実態調査の実施について 報告 1 職員の懲戒処分について
第2回 定例会	平成30年4月17日	議案 5 平成30年（審）第1号事案について 6 平成30年（審）第2号事案について 報告 2 苦情相談の状況について
第3回 定例会	平成30年5月8日	議案 7 平成29年（審）第2号事案について 8 平成29年（審）第3号事案について 報告

		<p>3 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について</p> <p>4 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議に対する申し入れについて</p> <p>5 全国人事委員会連合会に対する要請について</p> <p>6 第61回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催について</p> <p>7 平成30年度時間外勤務縮減に向けた取組について</p>
第4回 定例会	平成30年5月22日	<p>議案</p> <p>9 平成29年（審）第3号事案について</p> <p>10 平成30年（審）第1号事案について</p> <p>11 平成30年（審）第2号事案について</p> <p>12 平成29年（措）第1号事案について</p> <p>報告</p> <p>8 さいたま市職員労働組合協議会からの申し入れについて</p>
第5回 定例会	平成30年6月5日	<p>議案</p> <p>13 条例案に対する意見について</p> <p>14 平成29年（審）第3号事案について</p> <p>15 平成30年（審）第1号事案について</p> <p>16 平成30年（審）第2号事案について</p> <p>報告</p> <p>9 平成30年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職・土木及び建築））及び学芸員採用選考の申込状況について</p> <p>10 解雇予告除外認定について</p> <p>11 職員の懲戒処分について</p>
第6回 定例会	平成30年6月19日	<p>議案</p> <p>17 平成30年度職員採用試験（高校卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（行政事務））の採用予定人員等について</p> <p>報告</p>

		12 第126回全国人事委員会連合会総会について
第1回 臨時会	平成30年6月28日	<p>議案</p> <p>18 平成30年度職員採用試験（大学卒業程度（消防、消防（救急救命士）））の第1次試験（教養）合格者の決定について</p> <p>19 平成30年度職員採用試験（大学卒業程度（消防、消防（救急救命士）を除く）、免許資格職、民間企業等経験者（技術職・土木及び建築））及び学芸員採用選考の第1次試験（選考）合格者の決定について</p> <p>20 新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について</p> <p>21 平成29年（措）第1号事案について</p> <p>報告</p> <p>13 平成30年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職・土木及び建築））の第1次試験実施状況及び学芸員採用選考の第1次選考実施状況について</p>
第7回 定例会	平成30年7月9日	<p>議案</p> <p>22 平成30年度職員採用試験（大学卒業程度）消防、消防（救急救命士）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>23 転職試験実施要領の改正について</p> <p>24 平成30年度転職試験の実施について</p> <p>25 平成30年度係長級昇任試験の実施について</p> <p>26 平成30年（審）第1号事案について</p> <p>27 平成30年（審）第2号事案について</p> <p>28 平成30年（審）第3号事案について</p> <p>29 平成30年（審）第4号事案について</p> <p>30 さいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>14 職員の懲戒処分について</p>

第8回 定例会	平成30年7月24日	<p>議案</p> <p>31 平成30年度学芸員採用選考の第1次選考（面接）の合格者の決定について</p> <p>報告</p> <p>15 苦情相談の状況について</p> <p>16 平成30年度昇給実施状況について</p> <p>17 平成30年職種別民間給与実態調査の実施結果について</p> <p>18 第61回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について</p> <p>19 2018年人事委員会勧告に向けた重点要請について</p> <p>20 職員の分限処分について</p>
第9回 定例会	平成30年8月1日	<p>議案</p> <p>32 平成30年人事委員会勧告の勧告日等について</p> <p>33 平成29年（審）第3号事案について</p>
第2回 臨時会	平成30年8月16日	<p>議案</p> <p>34 平成30年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職・土木及び建築））及び学芸員採用選考の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>35 平成30年度身体障害者職員採用選考（行政事務）の採用予定人員等について</p> <p>36 民間給与実態調査及び職員給与実態調査の調査結果の集計方法等について</p> <p>37 平成30年（審）第3号事案について</p> <p>38 平成30年（審）第4号事案について</p> <p>報告</p> <p>21 人事院勧告について</p> <p>22 全国人事委員会連合会に対する要請について</p> <p>23 勤務条件に関する調査の結果について</p>

第10回 定例会	平成30年8月23日	報告 24 平成30年職種別民間給与実態調査及び職員給与実態調査の集計結果について
第3回 臨時会	平成30年8月29日	報告 25 大都市人事委員会連絡協議会事務局長会議について 26 さいたま市職員労働組合協議会からの申し入れについて 27 職員の懲戒処分について 協議 1 平成30年人事委員会勧告の内容に関する協議について
第11回 定例会	平成30年9月4日	報告 28 平成30年度職員採用試験（高校卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（行政事務））及び転職試験の申込状況について 協議 2 平成30年人事委員会勧告の内容に関する協議について
第4回 臨時会	平成30年9月10日	議案 39 平成29年（措）第1号事案について 40 平成29年（審）第3号事案について 41 平成30年（審）第1号事案について 42 平成30年（審）第2号事案について 43 平成29年（審）第1号事案について 協議 3 平成30年人事委員会勧告の内容に関する協議について
第5回 臨時会	平成30年9月13日	議案 44 弁護士資格を有する職員の選考採用に係る承認について 45 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告につ

		いて
第12回 定例会	平成30年9月27日	<p>議案</p> <p>46 平成30年度職員採用試験（高校卒業程度（消防、消防（救急救命士））の第1次試験（教養）合格者の決定について</p> <p>47 平成30年度転職試験の第1次試験合格者の決定について</p> <p>48 平成30年（審）第1号及び第2号事案について</p> <p>49 平成30年（審）第3号事案について</p> <p>50 平成30年（審）第4号事案について</p>
第13回 定例会	平成30年10月2日	<p>議案</p> <p>51 人事委員会委員長の選挙について</p> <p>52 委員長職務代理者の指定について</p> <p>53 平成30年度職員採用試験（高校卒業程度（消防、消防（救急救命士）を除く）、免許資格職、民間企業等経験者（行政事務）の第1次試験合格者の決定について</p>
第6回 臨時会	平成30年10月11日	<p>議案</p> <p>54 平成30年度職員採用試験（高校卒業程度）消防、消防（救急救命士）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>報告</p> <p>29 苦情相談の状況について</p>
第14回 定例会	平成30年10月16日	<p>議案</p> <p>55 平成29年（審）第1号事案について</p> <p>56 平成30年（審）第1号事案について</p> <p>57 平成30年（審）第2号事案について</p> <p>報告</p> <p>30 平成30年度係長級昇任試験の申込状況について</p> <p>31 平成30年度身体障害者職員採用選考（行政事務）の申込状況について</p>

第7回 臨時会	平成30年10月31日	<p>議案</p> <p>58 平成30年度身体障害者職員採用選考（行政事務）の第1次選考合格者の決定について</p> <p>59 平成30年（審）第2号事案について</p> <p>報告</p> <p>32 職員の懲戒処分について</p>
第15回 定例会	平成30年11月6日	<p>議案</p> <p>60 平成30年度職員採用試験（高校卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者）の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>61 平成30年度転職試験の最終合格者の決定について</p> <p>62 平成30年（審）第3号事案について</p> <p>63 平成30年（審）第4号事案について</p> <p>報告</p> <p>33 職員の懲戒処分について</p>
第8回 臨時会	平成30年11月13日	<p>議案</p> <p>64 平成30年度身体障害者職員採用選考（行政事務）の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p>
第16回 定例会	平成30年11月22日	<p>議案</p> <p>65 平成30年度係長級昇任試験の第1次試験合格者の決定について</p> <p>66 条例案に対する意見について</p> <p>報告</p> <p>34 平成30年度係長級昇任試験の第1次試験実施状況について</p> <p>35 平成30年度職員採用試験（技能職員）の申込状況について</p> <p>36 政令指定都市等における人事委員会勧告の概要について</p> <p>37 大都市人事委員会連絡協議会課長会議に対する申し</p>

		入れについて
第 17 回 定例会	平成 30 年 12 月 4 日	<p>議案</p> <p>67 さいたま市職員の給与に関する条例第 3 8 条の規定に基づく協議について</p> <p>68 さいたま市教職員の給与に関する条例第 3 4 条の規定に基づく協議について</p> <p>69 平成 3 0 年（審）第 1 号及び第 2 号事案について</p> <p>報告</p> <p>38 職員の分限処分について</p>
第 18 回 定例会	平成 30 年 12 月 18 日	<p>議案</p> <p>70 平成 3 0 年度職員採用試験（技能職員）の第 1 次試験合格者の決定について</p> <p>71 新たに職員となった者（医師）の職務の級及び号給の決定について</p> <p>72 平成 3 0 年（審）第 3 号事案について</p> <p>73 平成 3 0 年（審）第 4 号事案について</p> <p>報告</p> <p>39 転職に係る能力認定実施通知について</p>
第 19 回 定例会	平成 31 年 1 月 15 日	<p>議案</p> <p>74 平成 3 0 年（審）第 1 号及び第 2 号事案について</p> <p>75 平成 3 0 年（審）第 3 号事案について</p> <p>76 平成 3 0 年（審）第 4 号事案について</p> <p>報告</p> <p>40 職員の懲戒処分について</p>
第 20 回 定例会	平成 31 年 1 月 29 日	<p>議案</p> <p>77 平成 3 0 年度職員採用試験【技能職員】の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>報告</p> <p>41 平成 3 0 年度係長級昇任試験第 2 次試験（論文・個別面接）の実施状況について</p>

		42 苦情相談の状況について
第21回 定例会	平成31年2月5日	議案 78 条例案に対する意見について 79 準備手続の開始について 報告 43 平成30年度係長級昇任試験第2次試験の実施結果について
第22回 定例会	平成31年2月19日	議案 80 新たに職員となった者（弁護士）の職務の級及び号給の決定について 81 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査における標本事業所数等について 82 平成30年（審）第3号事案について 83 平成30年（審）第4号事案について
第23回 定例会	平成31年3月6日	議案 84 さいたま市職員の任用に関する規則の改正について 85 さいたま市職員の定年等に関する条例に基づく勤務延長の決定について 86 さいたま市職員の地域手当に関する規則の改正について 87 平成31年（審）第1号事案について 報告 44 準備手続について 45 全国人事委員会連合会に対する要請について
第9回 臨時会	平成31年3月12日	議案 88 準備手続について 89 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の改正について
第24回 定例会	平成31年3月22日	議案 90 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施について

		<p>91 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級の決定について</p> <p>92 給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となった者（転職試験及び選考により転職する職員）の号給の決定について</p> <p>93 人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について</p> <p>94 新たに職員となった者（医師、看護師）の職務の級及び号給の決定について</p> <p>95 人事交流等により引き続いて職員となった者の号給の決定について</p> <p>96 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について</p> <p>97 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定について</p> <p>98 新設事業所に係る労働基準法別表第1の号別区分の決定について</p> <p>99 準備手続調書について</p> <p>報告</p> <p>46 転職に係る能力認定実施報告について</p> <p>47 職員の懲戒処分について</p>
<p>第10回 臨時会</p>	<p>平成31年3月27日</p>	<p>議案</p> <p>100 さいたま市人事委員会事務局職員の任命について</p> <p>101 平成31年度職員採用試験・選考の日程について</p> <p>102 さいたま市職員の給与に関する条例第38条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定に基づく協議について</p> <p>103 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について</p> <p>104 管理職員等の範囲を定める規則の改正について</p> <p>105 さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する</p>

	る条例施行規則の改正について
106	さいたま市職員の退職管理に関する規則の改正について
107	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について
108	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の改正について
109	さいたま市職員の任用に関する規則第10条(選考による採用)の運用についての改正について
110	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての改正について

第2 任用

1 採用試験

地公法第17条の2第1項の規定により、職員の採用は原則として競争試験によらなければならないとされている。同法及びさいたま市職員の任用に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第9号）の規定により、本委員会の実施した平成30年度職員採用試験の状況は下表のとおりである。

2 採用選考

職員の採用については、さいたま市職員の任用に関する規則において定める職については選考によることができるとしている。

なお、その一部は、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第10号）により、各任命権者に委任している。

本委員会が実施した平成30年度職員採用選考の状況は下表のとおりである。

試験（選考）の概要

試験種類・区分		申込期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表	主な受験資格
大学卒業程度	行政事務 福祉 学校事務 (技術職) 土木 建築 電気 化学 消防 消防(救急救命士)	5/7 ～ 5/18	6/24 (民間企業等経験者を除く) ・教養試験 (行政事務、福祉、技術職、心理、民間企業等経験者) ・専門試験	6/24 (民間企業等経験者) ・論文試験 ・適性検査 7/11 (消防・消防(救急救命士)以外) ・論文試験 ・適性検査	8/17	平成3年4月2日から平成9年4月1日生まれの人 *学校事務は、昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの人 *福祉は、社会福祉主事任用資格を有する人又は平成31年3月までに取得見込みの人 *消防及び消防(救急救命士)は、身体的条件あり *消防(救急救命士)は、救急救命士の資格を有する人又は平成31年春までに取得見込みの人
	心理		7/4 (消防・消防(救急救命士)) ・体力検査 (教養試験合格者のみ)	7/12 (消防・消防(救急救命士)) ・身体検査 ・論文試験 ・適性検査		昭和59年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士の資格を有する人又は平成31年春までに取得見込みの人
	精神保健福祉士					昭和59年4月2日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人又は平成31年春までに取得見込みの人

免許資格職	薬剤師			7/18～7/21 (大卒程度のみ(精神保健福祉士を除く)) ・集団面接		昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 薬剤師免許を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人
	獣医師					昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 獣医師免許を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人
	栄養士					昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 管理栄養士免許を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人
	保健師					昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 保健師免許を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人
民間企業等 経験者	(技術職) 土木建築			7/25～8/7 ・個別面接		昭和 34 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた人で、民間企業等において、それぞれの試験区分に関する工事の計画、設計、施工監理等の職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上ある人
学芸員選考	日本美術史	5/7 ～ 5/18	6/24 第 1 次選考 ・教養 7/15 第 1 次選考 ・面接	6/24 第 2 次選考 ・論文 8/5 第 2 次選考 ・面接	8/17	昭和 54 年 10 月 2 日以降に生まれた人で、博物館法に基づく学芸員資格を有する人
高校卒業程度	行政事務 学校事務 消 防 消防(救急救命士)	8/6 ～ 8/17	9/23 ・教養試験 ・専門試験 (保育士のみ) 10/9 (消防・消防(救急救命士)) ・体力検査 (教養試験合格者のみ)	10/12 (行政事務・学校事務・免許資格職) ・論文試験 ・適性検査 10/14 (民間企業等経験者) ・経験論文試験 ・適性検査 10/16 (消防・消防(救急救命士)) ・身体検査	11/7	平成 9 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日生まれの人 * 消防及び消防 (救急救命士) は 身体的条件あり * 消防 (救急救命士) は、救急救命士の資格を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人
免許資格職	保育士					昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 保育士資格を有する人又は平成 31 年 3 月までに取得見込みの人
	診療放射線技師					昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 診療放射線技師免許を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人
	臨床検査技師					昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 臨床検査技師免許を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人
	理学療法士					昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 理学療法士免許を有する人又は平成 31 年春までに取得見込みの人

	作業療法士			・論文試験 ・適性検査	昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 作業療法士免許を有する人又は平成 31 年 春までに取得見込みの人
	言語聴覚士			10/23～10/31 ・個別面接	昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 言語聴覚士免許を有する人又は平成 31 年 春までに取得見込みの人
	歯科衛生士				昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 歯科衛生士免許を有する人又は平成 31 年 春までに取得見込みの人
民間企業等 経験者	行政事務				昭和 34 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日 までに生まれた人で、民間企業等における 職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上 有する人
身体障 害者 選考	行政事務	9/12 ～ 9/25	10/21 第 1 次選考 ・教養 ・作文	11/11 第 2 次選考 ・個別面接	11/14 次のすべてに該当する人 ・身体障害者福祉法第 15 条に定める身体 障害者手帳の交付を受けている人 ・昭和 59 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた人 ・活字印刷文又は点字による出題に対応 できる人
技能職員		10/22 ～ 11/2	12/9 ・教養試験	1/9 ・作文試験 ・体力検査 ・適性検査 1/18 ・個別面接	1/30 次のすべてに該当する人 ・昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・準中型自動車の運転が可能な運転免許 (5 トン限定のものを除く。)を有する人又は採用 予定日の前月までに取得見込みの人

試験・選考結果

ア 大学卒業程度・免許資格職 ()内は女性で内数

職種・区分		申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最終)合格者数 B	競争 倍率 A/B	
大学 卒業 程度	行政事務	人 1,297 (464)	人 983 (349)	人 360 (122)	人 201 (90)	倍 4.9	
	福祉	69 (49)	54 (39)	35 (23)	23 (19)	2.3	
	学校事務	101 (54)	74 (38)	38 (15)	10 (8)	7.4	
	技 術 職	土木	77 (12)	59 (10)	54 (10)	25 (5)	2.4
		建築	35 (11)	21 (10)	10 (3)	5 (3)	4.2
		電気	14 (0)	12 (0)	10 (0)	2 (0)	6.0
		化学	14 (4)	8 (2)	5 (2)	1 (0)	8.0
	消 防	281 (16)	237 (12)	56 (2)	27 (1)	8.8	
	消防(救急救命士)	76 (13)	70 (12)	24 (2)	10 (1)	7.0	
	心 理	14 (7)	13 (6)	11 (6)	10 (7)	1.3	
精神保健福祉士	25 (11)	23 (11)	17 (8)	9 (4)	2.6		
免 許 資 格 職	薬剤師	26 (14)	22 (12)	16 (8)	6 (4)	3.7	
	獣医師	7 (4)	5 (2)	5 (2)	1 (0)	5.0	
	栄養士	63 (58)	51 (46)	10 (9)	3 (3)	17.0	
	保健師	63 (58)	58 (54)	27 (24)	13 (13)	4.5	

イ 高校卒業程度・免許資格職 ()内は女性で内数

職種・区分		申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
高校 卒業 程度	行政事務	人 130 (52)	人 101 (43)	人 22 (5)	人 10 (3)	倍 10.1
	学校事務	21 (14)	20 (14)	12 (10)	4 (4)	5.0
	消 防	240 (4)	204 (4)	25 (0)	11 (0)	18.5
	消防(救急救命士)	27 (3)	26 (3)	14 (3)	5 (3)	5.2
免 許 資 格 職	保育士	276 (252)	246 (228)	139 (134)	67 (67)	3.7
	診療放射線技師	26 (12)	22 (11)	10 (5)	3 (1)	7.3
	臨床検査技師	23 (11)	21 (9)	12 (6)	3 (2)	7.0
	理学療法士	16 (4)	14 (3)	14 (3)	4 (0)	3.5
	作業療法士	7 (4)	6 (3)	5 (2)	2 (1)	3.0

言語聴覚士	9 (6)	9 (6)	9 (6)	2 (1)	4.5
歯科衛生士	28 (28)	26 (26)	6 (6)	1 (1)	26.0

ウ 民間企業等経験者 ()内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B	
行政事務	人 416 (130)	人 323 (101)	人 27 (3)	人 6 (1)	倍 53.8	
技術 職	土 木	22 (1)	12 (0)	6 (0)	2 (0)	6.0
	建 築	16 (2)	13 (1)	6 (0)	2 (0)	6.5

エ 学芸員選考 ()内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次選考 合格者数	第2次選考(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
日本美術史	人 12 (9)	人 12 (9)	人 10 (7)	人 1 (1)	倍 12.0

オ 身体障害者選考 ()内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次選考 合格者数	第2次選考(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務	人 15 (5)	人 13 (5)	人 10 (4)	人 4 (3)	倍 3.3

カ 技能職員選考 ()内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次選考 合格者数	第2次選考(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
技能職員	人 107 (6)	人 70 (1)	人 39 (0)	人 12 (0)	倍 5.8

3 転職試験

技能職員の能力開発と人材の確保・育成・活用を促進することにより、市民生活・市民満足度の向上を図るため、さいたま市職員の任用に関する規則に基づき、転職試験を実施した。

平成30年度転職試験の実施状況は下表のとおりである。

() 内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務	人 27 (15)	人 27 (15)	人 11 (7)	人 2 (2)	倍 13.5
保育士	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1.0

4 昇任試験

職員のモチベーション向上及び組織活性化により、質の高い行政サービスを提供し市民満足度の向上を図るため、能力実証主義に基づく透明性、公平性の高い「係長級昇任試験」を実施した。

平成30年度係長級昇任試験の実施状況は下表のとおりである。

() 内は女性で内数

	第1次試験		第1次試験 免除者数 B (※)	第2次試験		競争 倍率 (A+B)/C
	受験者数 A	合格者数		受験者数	合格者数 C	
行政事務	105 (20)	90 (18)	31 (5)	120 (22)	82 (15)	1.7
福祉	5 (4)	4 (3)	0 (0)	4 (3)	3 (2)	
技術職	土木	62 (3)	44 (7)	58 (7)	39 (5)	3.1
	建築	12 (2)				
	電気	12 (0)				
	機械	5 (0)				
	化学	13 (7)				
	その他 技師	3 (1)				
消防	69 (1)	35 (1)	24 (0)	59 (1)	31 (1)	3.0

※ 第1次試験免除者：第1次試験に合格し第2次試験で不合格となった者（平成27年度の第1次試験合格者から適用）

5 昇任選考

係長級昇任試験を除く職員の昇任については、さいたま市職員の任用に関する規則において、選考によることができるとしている。

また、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則により、その一部を各任命権者に委任している。

平成30年度昇任選考の実施状況は次のとおりである。

給料表	職務の級	昇任の内容	申請数	承認数
行政職給料表	8級	計	20	20
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	20	20
	7級	計	32	32
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	32	32
	6級	計	82	82
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	82	82
	5級	計	68	68
		昇任		
		昇格		
昇任昇格		68	68	
医療職給料表(1)	4級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
医療職給料表(2)	5級	計	5	5
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	5	5

医療職給料表(3)	6 級	計	3	3
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	3	3
	5 級	計	2	2
		昇任		
		昇格		
昇任昇格		2	2	
消防職給料表	9 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	8 級	計	2	2
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	2	2
	7 級	計	6	6
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	6	6
	6 級	計	1 5	1 5
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1 5	1 5
企業職給料表	8 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	7 級	計	4	4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	4	4

企業職給料表	6 級	計	5	5
		昇任		
		昇格		
	5 級	昇任昇格	5	5
		計	8	8
		昇任		
		昇格		
昇任昇格	8	8		

第3 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行うこととされている（地公法第8条第1項第2号）。そして、毎年少くとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告し、また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる（同法第26条）。

本委員会は、こうした地公法の規定に基づき、本市職員の給与の実態及び市内民間事業所の従業員の給与並びに人事院勧告の内容その他職員の給与決定に係る諸条件について調査研究を行い、平成30年9月26日に市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

【本年の給与勧告のポイント】

- ① 給与月額、民間給与との較差（△64円、△0.02%）が極めて小さいことから、改定なし
- ② 期末手当・勤勉手当を引上げ（4.40月分 → 4.45月分）
- ③ 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の465事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された120事業所について調査を実施した。

2 職員給与と民間給与との比較

<給与月額>

民間従業員と職員の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の同じ者同士を比較した。

民間給与	職員給与	較 差
397,109円	397,173円	△64円（△0.02%）

（職員の平均年齢は40.1歳、平均経験年数は17.4年）

《公民比較の民間従業員及び職員》

- 民間従業員 事務・技術関係職種の常勤従業員
 - 職員 行政職給料表適用職員のうち保育士等を除いた職員（事務・技術職員）
- 民間従業員、職員ともに、本年度の新卒採用者は含まれていない。

<特別給（ボーナス）>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給割合（支給実績）と職員の年間の平均支給月数を比較した。

民間支給割合	職員支給月数	差
4.47月	4.40月	0.07月

3 公民較差に基づく給与改定等

(1) 改定の方針

- ・ 給与月額、公民較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、改定なし
- ・ ただし、医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表については、人事院勧告の内容に準じて給料表の引上げ改定
- ・ また、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して措置

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- ・ 人事院勧告の内容に準じて改定

イ 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ改定（4.40月分→4.45月分）

※ 支給月数は、0.05月単位とし、小数点第2位を二捨三入、七捨八入

- ・ 引上げ分については、人事院勧告の内容に準じて勤勉手当に配分
- ・ 平成31年度以降においては、人事院勧告の内容に準じて、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分

ウ 宿日直手当

- ・ 人事院勧告の内容を踏まえ、所要の改定

エ 扶養手当の見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額（13,500円→6,500円）、子に係る手当額を引上げ（6,500円→10,000円）
- ・ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を12,000円とする取扱いを廃止

(3) 実施時期

- ・ 医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表の改定並びに(2)ア及びウについては、平成30年4月1日から実施
- ・ (2)イについて、平成30年12月期の支給に関する改定は条例の公布日から、平成31年6月期以降の支給に関する改定は平成31年4月1日から実施
- ・ (2)エについては、平成31年4月1日から実施
- ・ 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)について改定を行う場合は、平成31年4月1日から実施

4 その他報告する事項

(1) 健康で働き続けられる職場環境の整備

ア 長時間労働の是正

働き方見直しや業務量に見合った適正な人員配置を進めるとともに、管理監督職によるマネジメントを中心に、組織全体としての業務の合理化、スクラップ等あらゆる対策を講じる必要。また、学校現場においても、教員の負担軽減に向けた様々な取組を着実に推進していく必要

イ メンタルヘルス対策

未然防止策として、セルフケア、ラインケアが継続的かつ適切に行われるために、職員への普及・啓発活動が重要。ストレスチェック結果の集団分析の更なる活用や、「職員のハラスメントの防止等に関する要綱」に基づく取組等を講じる必要

ウ 仕事と家庭生活の両立支援

「早出遅出勤務制度」の本格導入に向けて、より利用しやすい制度にしていくとともに、両立支援に係るその他の制度も含めて、積極的な情報発信により、継続的に普及・啓発等の促進策を講じる必要。全管理職職員には「イクボス宣言」の行動理念に基づき、両立支援に係る制度を利用する職員の応援や業務改善の推進等を積極的に行うことが必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

定年延長等により職員の在職期間が長期にわたることが予測される中、職員の士気を向上させ、活力ある組織を構築する手段として、人事評価制度を更に活用し、能力・実績に基づく人事管理の在り方について、継続的に検討していく必要

(3) コンプライアンスの推進

任命権者にあつては、管理監督者のリーダーシップの下、コンプライアンス推進体制の構築や意識の向上を図り、不祥事や事務処理ミスを発生させない職場風土を形成していく必要。職員にあつては、自らの果たすべき役割を認識し、公正かつ公平に職務を遂行する必要

(4) 高齢期の雇用問題

定年の引上げ等について、国や他団体等の動向を注視する必要。公務における質の高い行政サービスを維持するため、再任用制度を引き続き十分活用するとともに、高齢層の職員が持つ長年培った経験と能力を発揮できる職務や人員配置等、所要の環境整備を推進していく必要

2 条例の制定、改廃に対する意見

地公法第5条第2項の規定により、人事行政に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は次のとおりである。

意見申出年月日	条 例 名	意 見
平成30年6月5日	さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	当条例案は、旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
平成30年11月26日	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	当条例案は、本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
平成31年2月5日	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（第1条に規定するさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に限る。）	当条例案は、さいたま市立大宮国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
平成31年2月5日	さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	当条例案は、学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。

<p>平成 31 年 2 月 5 日</p>	<p>さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>当条例案は、本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、給料表の改定を行うほか、さいたま市立大宮国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p>
------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

3 規則等の制定、改廃の協議

さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）又はさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）等の規定により、当該各条例に基づく規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、市長又は教育委員会はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。

本委員会で協議した規則案等は次のとおりであり、いずれも異議のない旨の回答をした。

回 答 年 月 日	協 議 規 則 案 等
平成30年7月9日	さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第2号に規定する市長の定める事情の一部改正
平成30年12月4日	さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの (1) さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (2) さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (3) さいたま市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
平成30年12月4日	さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
平成31年3月27日	さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの (1) さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (2) さいたま市職員の管理職手当に関する規則別表に規定する市長が定める者の一部改正 さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づくもの さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成 31 年 3 月 27 日	<p>さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (2) さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (3) さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (4) さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (5) さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (6) さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等

職員の初任給、昇格、昇給等の運用に際し、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならないこととされている事項等について、本委員会が承認したものは、次のとおりである。

承認年月日	任命権者	承認等の内容	根拠規定
平成30年 6月28日	市長	新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
平成30年 12月18日	市長	新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
平成31年 2月19日	市長	新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
平成31年 3月22日	市長 消防長 教育委員会 市議会議長 選挙管理委員会 代表監査委員 農業委員会	第19条第1項第1号及び第4項の規定に基づく昇格の決定について	第19条第1項第1号、 第4項
	市長	給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級の決定について	第26条第1項
	市長	給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となった者(転職試験及び選考により転職する職員)の号給の決定について	第16条
	市長	新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
	市長 教育委員会	人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
	教育委員会	人事交流等により引き続いて職員となった者の号給の決定について	第16条
	教育委員会	市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
	市長 教育委員会	市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定について	第16条

第4 公平審査等

1 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地公法第46条）。

この措置要求制度は、団体交渉権及び争議権が制限されている職員の勤務条件を確保するための代償措置として設けられた制度である。

措置要求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないとされている（地公法第47条）。

平成30年度における措置要求の状況は、次のとおりである。

措置要求の状況

前年度末現在 未処理件数	措置要求 件数	処理件数		年度末現在 未処理件数
		前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係 る処理件数	
1件	0件	1件	0件	0件

2 不利益処分に関する審査請求

任命権者により懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対してのみ行政不服審査法による審査請求をすることができる（地公法第49条の2第1項）。

この審査請求制度は、任命権者により行われた職員に対する違法又は不当な権利侵害を公平・中立な第三者機関である人事委員会に救済させ、もって公務の民主的かつ能率的な運営を確保しようとするものである。

審査請求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、さらに必要がある場合は、任命権者に対し職員が受けた不当な身分取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている（地公法第50条）。

平成30年度における審査請求の状況は、次のとおりである。

審査請求の状況

前年度末現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数		年度末現在 未処理件数
		前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の審査 請求件数に係 る処理件数	
3件	4件	0件	0件	7件

3 苦情相談

職員は、人事委員会に対して、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出及び相談をすることができる。

この苦情相談制度は、職員の勤務条件や執務環境等に関する不平・不満等の苦情を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念できるようにし、公務能率の維持・向上を図ろうとするものである（地公法第8条第1項第11号）。

苦情相談があったときは、人事委員会は、相談者に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものである。

平成30年度における苦情相談の状況は、次のとおりである。

苦情相談の状況

相談件数	相談内容（重複あり）						
	任用関係	給与関係	勤務条件・ 服務関係	厚生福利 関係	公平審査 関係	セクハラ・ いじめ関係	その他
18	10	0	5	0	0	13	11

第5 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地公法第52条第1項）。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である（地公法第53条）。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(平成31年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地	登録年月日
自治労さいたま市職員労働組合	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	平成14年1月25日
自治労連さいたま市職員組合	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	平成14年9月26日
さいたま市教職員組合 (全教)	さいたま市大宮区吉敷町4丁目9番5号	平成13年7月25日
さいたま市教職員組合 (日教)	さいたま市浦和区高砂4丁目3番5号	平成13年7月25日
学校事務ネットワーク さいたま	さいたま市浦和区高砂4丁目3番5号	平成13年7月25日

2 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。

管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）により次のとおり定められている。

（平成31年3月31日現在）

機関	職
各機関共通	理事、副理事、参事及び副参事
議会局	(1) 局長、部長、次長及び課長 (2) 総務部秘書課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。） (3) 総務部総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）
市長事務部局	(1) 局長、本部長、会計管理者、総合政策監、危機管理監、医務監、部長、公室長、室長、広報監、情報統括監、行政管理監、次長及び課長 (2) 区長及び副区長 (3) 所長（第3類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。）、場長、東京事務所の副所長及び大宮盆栽美術館の副館長 (4) 学院長及び事務長 (5) 園長 (6) 院長、副院長、院長補佐、副看護部長、科長（医療職給料表(2)の適用を受ける者に限る。）、技師長、理学療法士長及び看護師長 (7) 局及び公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、参与並びに係長（局及び公室の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）（都市戦略本部にあつては本部長が指定する者） (8) 市長公室秘書課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。） (9) 都市戦略本部行財政改革推進部の主幹、参与及び主査（行政改革に関する事務を担当する者に限る。）

	<p>(10) 総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(11) 総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又はサービスの調査に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(12) 総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(13) 総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(14) 財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、参与及び係長</p> <p>(15) 財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(16) 市民局区政推進部の主幹、参与及び主査（区役所に係る総合調整及び区役所改革の推進に係る調整に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(17) 保健福祉局市立病院経営部庶務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(18) 保健福祉局市立病院経営部財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p> <p>(19) 区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(20) 出納室出納課の課長補佐、主幹、参与及び係長（室の人事若しくは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の管理に関する事務を担当する者に限る。）</p>
教育委員会	<p>(1) 副教育長、部長、次長、課長、室長、主席管理主事及び主席指導主事</p>

	<p>(2) 所長及び館長（第3類の施設又は機関の長にあつては、地区公民館及び地区図書館の長に限る。）並びに副館長</p> <p>(3) 校長及び教頭</p> <p>(4) 管理部教育総務課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（秘書に関する事務にあつては主任及び主事を除く。）に限る。）</p> <p>(5) 管理部教育財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(6) 学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、参与、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、第8号に規定する事務を除く。）を担当する者に限る。）</p> <p>(7) 学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、参与、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(8) 学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、参与、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（市立高校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）</p>
市選挙管理委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 選挙課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>
人事委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 任用調査課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事</p>
監査事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 監査課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>
農業委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p>

局	(2) 農業振興課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）
---	--------------------------------------------------------

備考

- 1 この表中「第3類事業所」とは、さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）別表第1第3類事業所の欄に掲げる事業所をいう。
- 2 この表中「市民の窓口」とは、さいたま市区役所等事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第88号)第17条に規定する市民の窓口をいう。
- 3 この表中「医療職給料表(2)」とは、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第3条第1項第2号イに掲げる給料表をいう。
- 4 この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健福祉局保健部健康増進課、子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課、環境局環境共生部環境創造政策課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。
- 5 この表中「第3類の施設又は機関」とは、さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第4条第4項に規定する第3類の施設又は機関をいう。
- 6 この表中「教職員」とは、さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員をいう。

第6 労働基準監督機関

1 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地公法に基づき、労働基準法別表第1の号別区分により、非現業職員（同表第11号及び第12号に掲げる事業並びに同表各号に属さない事業に従事する職員。ただし、企業職員及び単純労務職員を除く。）については、人事委員会が行うこととされている。

なお、現業職員（労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員）、企業職員及び単純労務職員については、労働基準監督署長が職権を行使することとなる。

(平成31年3月31日現在)

(1) 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（334事業所）

号別	業務内容	部局別	事業所名
12	教育・研究・調査の事業 (250)	市長 (6)	人材育成課、漫画会館、大宮盆栽美術館、高等看護学院、農業者トレーニングセンター、見沼グリーンセンター
		教育委員会 (244)	教育研究所、高等学校(4)、中学校(57)、小学校(103)、特別支援学校(2)、五反田会館、鹿室南集会所、図書館(11)、青少年宇宙科学館、生涯学習総合センター、公民館(59)、館岩少年自然の家、博物館、うらわ美術館
別表第1の各号に属さない事業 (84)		市長 (51)	本庁、東京事務所、車両対策事務所、消費生活センター(総合、浦和、岩槻)(3)、男女共同参画推進センター、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、産業振興会館、計量検査所、食肉中央卸売市場、まちづくり事務所(日進・指扇周辺、浦和東部、東浦和、浦和西部、与野、岩槻、浦和駅周辺、大宮駅東口、大宮駅西口)(9)、都市・公園管理事務所(北部、南部)(2)、建設事務所(北部、南部)(2)、区役所(西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻)(10)、支所(三室、土合、大久保、美園、馬宮、植水、片柳、七里、春岡、日進、宮原、東大宮、大宮駅、三橋、谷田、東岩槻)(16)

	教育委員会 (1)	教育委員会事務局
	消防 (27)	消防局、防災センター、消防署(10)、出張所(15)
	議会 (1)	議会局
	選挙管理委員会 (1)	選挙管理委員会事務局
	人事委員会 (1)	人事委員会事務局
	監査委員 (1)	監査事務局
	農業委員会 (1)	農業委員会事務局

(2) 労働基準監督署が職権を行使する事業所 (131 事業所)

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造・加工業 (39)	市長 (1)	下水処理センター
		水道 (1)	水道局
		教育委員会 (37)	学校の給食調理場 (小学校) (37)
8	商業 (3)	市長 (3)	ひかり会館、思い出の里市営霊園事務所、大宮聖苑管理事務所
13	保健・衛生業 (81)	市長 (81)	三つ和会館(隣保館)、保育園(61)、健康科学研究センター、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、保健所、食肉衛生検査所、こころの健康センター、動物愛護ふれあいセンター、子ども家庭総合センター、保健センター(10)、市立病院
15	清掃・と畜場業 (8)	市長 (8)	清掃事務所(西、東、大崎) (3)、環境センター(西部、東部) (2)、クリーンセンター(大崎、西堀)(2)、大宮南部浄化センター

(注) この表に掲げられていない事業所は、さいたま市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

2 職権行使状況

労働基準監督機関として平成30年度中に職権を行使した事項は次のとおりである。

項目	件数
解雇予告除外認定	1
時間外労働、休日労働に関する協定届の受理	199
是正勧告書・指導票	0
総括安全衛生管理者の選任報告の受理	33
衛生管理者選任報告の受理	51
産業医選任報告の受理	45
ボイラー性能検査結果報告の受理	7
第一種圧力容器性能検査結果報告の受理	6
機械等設置届の受理	1

第7 人事委員会規則等の制定、改廃

1 人事委員会規則

規則番号	公布年月日	規 則 名	制定改廃
	施行年月日		
平成30年 第1号	H31.3.8	さいたま市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	H31.3.8		
平成30年 第2号	H31.3.8	さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	H31.4.1		
平成30年 第3号	H31.3.14	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
	H31.4.1		
平成30年 第4号	H31.3.29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
	H31.4.1		
平成30年 第5号	H31.3.29	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
	H31.4.1		
平成30年 第6号	H31.3.29	さいたま市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	H31.4.1		
平成30年 第7号	H31.3.29	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	H31.4.1		

2 人事委員会訓令

訓令番号	公布年月日	件 名	制定改廃
	施行年月日		
平成31年 第1号	H31.3.29	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令	一部改正
	H31.4.1		

3 人事委員会通達

通達番号	通達年月日	件 名	制定改廃
	あ て 先		
平成 31 年 第 1 号	H31.3.28 各任命権者	さいたま市職員の任用に関する規則第10条 (選考による採用)の運用についての一部改正 について	一部改正
平成 31 年 第 2 号	H31.3.28 各任命権者	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の運用についての一部改正につい て	一部改正

第8 公平委員会事務の受託

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して地公法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができるとされている。(地公法第7条第4項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14)

本委員会においては、これらの規定に基づき、平成19年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合における公平審査(苦情相談を含む。)に係る事務、管理職員等の範囲の規則制定等の公平委員会事務を受託している。

なお、平成30年度において処理すべき事務はなかった。

第9 各種会議の開催状況

1 全国人事委員会連合会

開催年月日	会議名	開催地
平成30年 6月 8日	第126回総会	東京都
平成30年 7月 5日 6日	第61回公平審査事務研修会	兵庫県

2 大都市人事委員会連絡協議会

開催年月日	会議名	開催地
平成30年 4月20日	委員長会議	横浜市
平成30年 8月20日	事務局長会議	大阪市
平成30年10月31日	職員研修会（給与関係）	福岡市
平成30年11月 8日	課長会議（給与・公平・労基関係）	静岡市
平成31年 1月24日	課長会議（任用関係）	東京都
平成31年 1月25日	職員研修会（公平審査関係）	京都市
平成31年 2月 8日	職員研修会（任用関係）	広島市

3 その他の会議

開催年月日	会議名	開催地
平成30年 8月22日	全国人事委員会事務局長会議(総務省)	東京都

○ 事務局職員名簿（平成30年4月1日現在）

事務局長 藤澤英之

副理事 尾藤淳子

【任用調査課】

課長 松本哲

参与(再) 和田浩二

<任用係>

係長 野島敬之

主査 渡邊裕之

主査(再) 寺井恵子

主任 江口功

主事 新島雅人

主事 戸井田真唯

<調査係>

係長 森澤尚宏

主査 増子千穂

主任 福原好貴

主任 手塚啓泰

人事委員会年報 平成30年度

発行年月 令和元年7月

編集発行 さいたま市人事委員会事務局
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

この人事委員会年報は160部作成し、1部当たりの印刷経費は182円（概算）です。